

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.002

処 分 名	死亡獣畜取扱場及び化製場設置の許可
処 分 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡獣畜取扱場設置の許可 死亡獣畜（牛・馬・豚などの死体）を解体し、埋却、または焼却するための施設や区域を設ける場合。 ・ 化製場設置の許可 獣畜（牛、馬、豚、めん羊、ヤギ）、魚介類、鳥類を原料として、皮革、油脂、肥料などの加工品を製造する工場を設置する場合。 それぞれ、審査基準のすべての要件に該当した場合許可するものです。
根拠法令等・条項	化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 3 条第 1 項
審 査 基 準	法令及び埼玉県条例の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	総日数 9 日（休日は含まない。）
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第 3 別館 1 階環境政策課窓口への提出
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページのリンク。 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/eisei/kaseijou.html ・ 死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料 14,000 円 ・ 化製場設置許可申請手数料 22,000 円

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）

第 3 条 化製場又は死亡獣畜取扱場を設けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

（略）

第 4 条（許可を与えない場合）

第 5 条（化製場等について講ずべき措置）

■化製場等に関する法律施行条例（昭和 59 年埼玉県条例第 31 号）

第 3 条（化製場及び死亡獣畜取扱場の構造設備の基準）

第 4 条（衛生上必要な措置）

第 9 条第 1 号、同条第 2 号（手数料）

■化製場等に関する法律施行細則（昭和 59 年埼玉県規則第 65 号）

第 6 条（場所の指定）

■地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 1 7 の 2

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年埼玉県条例第 61 号）